

農林水産技術移転促進事業（拡充）

【63（50）百万円】

対策のポイント

試験研究独立行政法人が保有する特許等知的財産権を、農林水産大臣認定TLO（技術移転機関）を通じて産業界へ技術移転し、実用化・商品化を促進するとともに、我が国農林水産分野における研究成果の社会還元を円滑に進めるため、農林水産・食品分野の研究者及び知的財産関係者の組織を超えた連携促進を図ります。

（TLOとは）

TLOとは、大学や国、独立行政法人などの公的試験研究機関の研究の結果として生まれた特許権等を、実用化・商品化の意欲のある企業等にライセンスする機関。

政策目標

- 独立行政法人が保有する特許等知的財産権の産業界への技術移転を促進
平成18年度まで190件 → 平成23年度まで500件
- 農林水産分野の研究・知的財産人材の交流により研究成果の社会還元を活性化

<内容>

1. 国内知財の活用促進

試験研究独立行政法人が保有する特許等の知的財産について、農林水産大臣認定TLOによる産業界への技術移転活動を推進します。

また、品種と特許の一体的な許諾契約を通じ、企業・生産者等関係者の組織化などの産地形成活動を支援します。

2. 試験研究独立行政法人の外国知財取得・活用の推進

研究成果への海外事業者のただ乗りを防ぎ、食料産業の国際競争力の強化等研究開発目的の達成のため、海外への出願などについて助言・指導を行います。

さらに、我が国農林水産業・食品産業への影響も勘案しつつ、海外における権利活用促進に関する方策を検討します。

3. 研究成果技術移転連携促進（拡充）

農林水産分野の研究者を対象として、研究計画の立案時や実施時における意識向上を図るため、知的財産セミナーを実施します。

併せて、農林水産研究分野の知的財産専門家の不足を補完するため、実践的なスキルの向上を目的としたワークショップ等を開催します。

【定額、補助率1／2】

<実施主体> 民間団体等（農林水産大臣認定TLO）

<実施期間> 平成15年度～平成23年度

[担当課：農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課 03-3502-3919（直通）]